船員離職者給付金の追加給付対象フロー図

国土交通省

受給時期（※）

ご本人様においてご確認をお願いします。

平成20年3月31日以前に受給していた。

以下のどちらかに当てはまりますか？
①受給当時の船員離職者給付金の就職促進手当又は訓練待期手当(以下、「就職促進手当等」)の日額が上限額(5,820円)であった。(28日分の受給額が162,960円であった。)
②受給前の状況が、事業主に雇用されている労働者ではなく、就職促進手当等日額が1級～3級の級地区分（※）であった。

はい

受給中に自己の労働による収入があり、就職促進手当等が減額された。

はい

いいえ

追加給付の対象にはなりません。

いいえ

追加給付額を算定するための関係書類（当時の船員離職者求職手帳の写し等）をお持ちですか？

はい

追加給付の対象となる可能性があります。
当時受給していた船員職業安定所（地方運輸局等）へお問い合わせください。

いいえ

追加給付の対象にはなりません。

各船員職業安定所（地方運輸局等）において確認作業を行います。

平成20年4月1日～平成30年7月31日の間に受給していた。

受給時期や受給額によって、追加給付の対象となる可能性があります。（船員離職者給付金の就職促進手当又は訓練待期手当が上限額や級地区分（※）の方は、自己の労働による収入があり、就職促進手当等が減額された場合を除き対象外となります。）

各船員職業安定所（地方運輸局等）において、給付額の総点検（再計算）を行っておりますので、ご本人様から特段の申し出などは不要となります。

点検の結果、追加給付の対象となった方には各船員職業安定所（地方運輸局等）から「船員離職者給付金の追加給付のお知らせ」を令和元年10月以降、順次発送しますので、しばらくお待ちください。

【補足説明】

※「受給時期」とは？
就職促進手当等の受給開始から受給終了までの期間を指します。なお、平成20年3月31日以前から受給し、平成20年4月1日以降も継続して受給していた場合は、両方のフロー図をご確認ください。

※「級地区分」とは？
就職促進手当等受給前の状態が雇用労働者以外である場合、居住する地域に応じて1～3級地に区分し、各区分において就職促進手当等の金額を設定。
（1級地：4,310円　2級地：3,930円　3級地：3,530円）